# 柔道整復療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率

0.00%

(理由)

- ・前回の専門委員会において、施術者側からは引き上げるべきとの主張があった 一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- 診療報酬改定率が0.00%であったこと

## 2. 適正化すべき項目

- ○多部位施術の逓減強化
  - 3部位以上請求の割合の全国平均は低下しているものの、なお大きな地域差があるため、さらなる見直しを行う。

【現行】3部位目の施術について、70/100に減額して支給



【改定案】3部位目60/100

- 3. 評価を引き上げる項目
- ○初期段階の施術料の充実

急性又は亜急性の外傷性の負傷に対する施術が支給対象とされていることを踏まえ、主として受傷初期段階での施術の充実を図る。

#### 【改定案】

AVC 2142					
	現行	引上額	改定後		
初検料	1240円	95円	1335円		
再検料	270円	25円	295円		
施療料(打撲・捻挫)	740円	20円	760円		
後療料(打撲・捻挫)	500円	5円	505円		

#### 4. 適正化のための運用の見直し

- 〇打撲・捻挫の施術について、3ヶ月を超えて頻度の高い施術を行う場合に、支給申請書に、負傷部位ごとの経過や頻回施術理由を記載した文書の添付を義務づける
- ○施術者が経済上の利益の提供により、患者を誘引することを禁止する
- ○支給申請書における患者が署名すべき欄に、施術者が代理記入するのは、「やむを得ない理由がある場合」であることを「やむを得ない理由」の例示とともに、受領委任の協定等に明記する
- 〇支給申請書に患者が記載する事項として、郵便番号、電話番号を追加する
- ○施術管理者に対し、柔道整復師名の施術所内掲示を義務づける
- ○施術者に対し、療養費を請求する上での注意事項の患者への説明を義務づける

## 5. 施行期日

○周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

# あん摩マッサージ指圧療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率

0.00%

(理由)

- ・前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当なものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと
- 2. 適正化すべき項目
  - ○往療について適正化を行う
    - ・往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

【現行】

【改定案】

往療料(基本額)

1.860円

 $\rightarrow$ 

1,800円

- 3. 評価を引き上げる項目
  - ○技術料の引き上げ

# 【改定案】

	現行	引上額	改定後
マッサージ	260円	10円	270円
変形徒手矯正術	535円	20円	555円
温罨法のみ	70円	5円	75円
温罨法•電気光線器具	100円	10円	110円

### 4. 適正化のための運用の見直し

- 〇患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- ○支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- ○支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 〇支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区別 (施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別) の記載欄を設ける

### 5. 施行期日

○周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。

## はりきゅう療養費の改定案について(事務局案)

1. 改定率

0.00%

(理由)

- ・前回の専門委員会において、施術者側からは近年の療養費の伸びは正当な ものとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要 請があったこと
- 平成24年度の診療報酬改定率が0.00%であったこと
- 2. 適正化すべき項目
  - ○往療について適正化を行う
    - ・往療料の基本額を見直し、その適正化を図る

【現行】

【改定案】

往療料(基本額)

1,860円

 $\rightarrow$ 

1,800円

- 3. 評価を引き上げる項目
  - ○技術料の引き上げ

### 【改定案】

L-917C2112			
	現行	引上額	改定後
初検料(1術のみ)	1405円	105円	1510円
初検料(2術)	1455円	105円	1560円
施術料(1術のみ)	1195円	35円	1230円
施術料(2術)	1495円	5円	1500円

### 4. 適正化のための運用の見直し

- ○患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合に療養費を不支給とする
- ○支給申請書の基準様式に申請者の自宅郵便番号、連絡先電話番号の記載欄を設ける
- ○支給申請書の基準様式に施術者登録番号又は免許番号の記載欄を設ける
- 〇支給申請書の基準様式に施術者住所の保健所登録区別 (施術所所在地又は出張専門施術者住所地の区別) の記載欄を設ける

#### 5. 施行期日

○周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。